

日液協第27～58号
平成27年8月31日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会
事 務 局

平成27年度METI・ガス安全室立入検査結果（第1四半期分）について
（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年度の立入検査（第1四半期分）の結果が8月28日付けでHP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。

また、立入検査の主な指摘内容については、商務流通保安審議官名の文書による嚴重注意が2件、ガス安全室長名の文書による嚴重注意が1件、ガス安全室長による口頭注意が1件、担当官による口頭注意が2件と例年より多くなっております。詳細は別添のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましては、同様な指摘事項が無いよう、営業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のため適切に保安業務を実施するよう、周知徹底をお願い申し上げます。

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/08/270828-1.html

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、岩田）

平成27年度立入検査等の結果について(第1四半期分)

1. 立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成27年5月12日(火)	竹中産業(株)	名古屋営業所	文書による行政指導あり	商務流通保安審議官の文書による厳重注意	立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、6月12日付けで、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官名で、同社に厳重注意を行った。また、このような事案が生じた原因を明らかにするとともに、本件に係る再発防止策を策定し報告することを求めた。さらに、再発防止策の実施状況について、報告の日から1年間、四半期毎に報告することを求めた。 ・法第14条第1項の規定に基づき、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結した際に交付する書面について、法令で定める記載事項がない書面、保安業務を行う保安機関の事業所名が誤った書面を交付していた。また、記載事項に変更があった際に、当該書面の再交付がなされていなかった。 ・法第18条の規定により、液化石油ガス販売事業者は、その従業者に保安教育を施さなければならないが、実施されていなかった。 ・法第19条第3項の規定により、液化石油ガス販売事業者が、その業務主任者に対して受講させるべき講習について、平成13年に業務主任者を選任して以降、受講させていなかった。 ・法第20条第1項の規定により、業務主任者は液化石油ガスの販売に係る保安に関し、同法施行規則第24条第7号に定める保安業務の実施及びその結果の確認について行わなければならないところ、当該業務に規定する定期供給設備点検及び定期消費設備調査が、法令の定めによる4年の期間で実施されておらず、前回の点検時から、5年経過後に行われていた。 ・法第81条第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者が整備すべき帳簿について、法令で定める事項の記載がないものがあり、かつ、整備されていなかった。
2	平成27年5月13日(水)	鈴与セキュリティサービス(株)	袖師事業所	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務の実施において、保安業務資格者の配置状況や宿直体制等の整備がなされていなかったことから、保安業務実施体制の整備を行うこと。
3	平成27年5月18日(月)及び 5月20日(水)	伊丹産業(株)	高知工場及び 高松工場	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
4	平成27年5月19日(火)	四国アセチレン工業(株)	徳島事業所	文書による行政指導あり	商務流通保安審議官の文書による厳重注意	立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、6月12日付けで、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官名で、同社に厳重注意を行った。また、このような事案が生じた原因を明らかにするとともに、本件に係る再発防止策を策定し報告することを求めた。さらに、再発防止策の実施状況について、報告の日から1年間、四半期毎に報告することを求めた。 ・法第8条の規定により、液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの貯蔵施設を変更したときは、遅滞なく、届け出なければならないが、届け出されていなかった。 ・法第14条第1項の規定に基づき、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結した際に交付する書面について一部の一般消費者等に対して交付がなされていなかった。また、保安業務実施者を変更した際に、全ての一般消費者等に対し当該書面の再交付がなされていなかった。 ・法第18条の規定により、液化石油ガス販売事業者は、その従業者に保安教育を施さなければならないが、平成26年度以前において実施されていなかった。 ・法第20条第1項の規定により、業務主任者は液化石油ガスの販売に係る保安に関し、同法施行規則第24条第7号に定める保安業務の実施及びその結果の確認について行わなければならないところ、当該業務に規定する定期供給設備点検及び定期消費設備調査が、法令の定めによる4年の期間で実施されておらず、前回の点検時から、5年経過後に行われた。

平成27年度立入検査等の結果について(第1四半期分)

5	平成27年6月5日(金) 及び 6月17日(水)	カメイ株式会社	群馬支店 及び 埼玉支店 川口営業所	文書による行政指導あり	ガス安全室長の文書による嚴重注意	<p>立入検査を実施した結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、7月9日付けで、ガス安全室長名で、同社に嚴重注意を行った。また、このような事案が生じた原因を明らかにするとともに、本件に係る再発防止策を策定することを求めた。</p> <p>○群馬支店</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第81条第1項の規定により、定期消費設備調査の結果を帳簿に記載することとなっているが、44件が未記載となっていた。 ・法第20条第1項の規定により、業務主任者は、液石法第27条第1項の保安業務の実施及びその結果を確認することとなっているが、定期消費設備調査の結果の確認がなされていなかった。 <p>○埼玉支店川口営業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第27条第1項の規定により、定期供給設備点検及び定期消費設備調査が法令の定めによる4年の期間で実施されていない案件が85件あった(そのうち1年を超えているものは3件。) ・法第20条第1項の規定により、業務主任者は、液石法第27条第1項の保安業務の実施及びその結果を確認することとなっているが、定期消費設備調査の結果の確認がなされていなかった。
6	平成27年6月30日(火)	ENEOS グローブエナジー(株)	佐賀支店	指摘あり	担当官による口頭注意	<p>次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。</p> <p>○法定手続関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継の際の「液化石油ガス販売事業承継届書(甲)」において届出られた、委託先保安機関の名称及び所在地等と、「液化石油ガス販売事業報告」において届出られたものとで、違いがあった。このため、誤りを直ちに是正するとともに、事業承継の際には、被承継事業者の委託先保安機関の名称及び住所等について、保安業務に係る受委託契約書を正確に管理して届出を行うなど、適正な法定手続を行うこと。 <p>○保安業務の委託契約関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安業務を委託する保安機関との契約書において、保安機関の事業所名が届出られているものと異なる事業所のものがあった。このため、保安業務を委託する保安機関との間で締結される受委託契約書について、正しい事業所名及び所在地等を記載した上で行うとともに、当該事項を記載した法第8条に基づく液化石油ガス販売所等変更届書を提出すること。 <p>○保安業務の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に配布されている保安業務規程が、変更認可の前のものであった。事業所に備えるべき保安業務規程とともに、従業員に配布するものも最新のものを配布すること。 ・供給開始時点検・調査において、点検記録票への消費者の確認印がないものがあったので、今後は、消費者の確認印をきちんととること。 ・質量販売に係る点検記録等の様式について、異なる様式のものを用いられていた。同じ消費者に対して、異なる様式で質量販売が行われていることもあり、好ましくないので、様式を統一すること。 ・緊急時対応及び緊急時連絡を行った際の帳票に、記載がない箇所があった。このため、記載についての社内の規定を整備し、記載する場合としない場合を明確にするとともに、記載漏れをなくすこと。

平成27年度立入検査等の結果について(第1四半期分)

2. その他行政指導等の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成27年4月2日(木) (自己申告日)	大聖寺運輸(株)	本社	指摘あり	ガス安全室長による口頭注意	次の不適切な事項が確認されたことから、5月7日にガス安全室長から同社の社長に対して嚴重注意を行った。また、このような事態が生じた原因を把握するとともに、その再発防止策について報告することを求めた。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般消費者等の数の誤認により、法第29条に基づく保安機関の認定の際に定めてすることとされている一般消費者等の数の範囲が、平成18年の保安機関認定の時点で誤っていた。 ・法第28条第1号の規定により、委託契約を締結するときに書面に記載して交付すべきとされている一般消費者等の氏名及び住所等を記載して交付せずに委託契約を締結していた。 ・その他、事業者の名称が変わっているにもかかわらず、保安業務の委託契約を締結しているものがあった。

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)